

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市部設置条例の一部改正
 (企画調整課) 3
- 亀岡市みらい教育リサーチセンター条例
 (教育研究所) 5

—— 規 則 ——

- 亀岡市公印規則の一部改正
 (人権啓発課) 6

—— 告 示 ——

- 収納事務委託の告示事項の変更
 (ふるさと創生課) 7
- 指定代理納付者指定の告示事項の変更
 (ふるさと創生課) 7
- 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更
 (都市整備課) 7
- 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更
 (農地整備課) 23
- 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業の指定
 (障がい福祉課) 26
- 公示送達 (保険医療課) 26
- 公示送達 (税務課) 27
- 市道路線の区域変更に関する告示
 (土木管理課) 28
- 市道路線の供用開始に関する告示
 (土木管理課) 29
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 30
- 公示送達 (保険医療課) 30

- 亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 (人権啓発課) 31
- 公示送達 (税務課) 35
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 35

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募
 (契約検査課) 36
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (秘書広報課) 40
- 公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (人権福祉センター) 41
- 亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の事業計画変更の認可(都市計画課) 41
- 施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧 (都市計画課) 42
- 亀岡農業振興地域整備計画の変更案の縦覧 (農林振興課) 42
- 都市計画法に関する工事完了の公告
 (都市計画課) 42
- 公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定 (総務課) 43
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (契約検査課) 44

—— 任免及び辞令 ——

監査委員会欄

—— 公 表 ——

- 平成2年度定期監査及び行政監査 49
- 平成2年度財政援助団体等監査 54
- 定期監査等の結果に基づく意見 64

教育委員会欄

—— 規 則 ——

- 亀岡市就学援助規則の一部改正 65
- 亀岡市みらい教育リサーチセンター条例施行規則 70

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 令和3年2月定例総会の開催 72

公布された条例のあらまし

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例要綱

- 1 第5次亀岡市総合計画を着実に推進する体制を構築するため、政策企画部、環境先進都市推進部及び市民生活部を設置するなど部及び分掌事務の一部について、再編整備を行うこととした。
- 2 関係する条例について、所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

亀岡市みらい教育リサーチセンター条例要綱

- 1 亀岡市において社会の変化に対応した教育の創造及び充実を図るため、亀岡市教育研究所を廃止し、亀岡市みらい教育リサーチセンター（以下「センター」という。）を設置することとした。
- 2 センターは、次の事業を行うこととした。
 - (1) ICT機器を活用した教育の推進に関することとした。
 - (2) 教育関係職員の人材育成に関することとした。
 - (3) 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関することとした。
 - (4) 教育相談及び不登校児童生徒支援に関することとした。

- (5) 地域学習の推進に関することとした。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、社会の変化に対応した教育の創造及び充実に関し必要な事業
- 3 その他所要の規定を設けることとした。
- 4 亀岡市教育研究所条例を廃止することとした。
- 5 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

条 例

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市部設置条例の一部を改正する条例

亀岡市部設置条例（平成12年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画管理部」を「政策企画部」に、「環境市民部」を「環境先進都市推進部、市民生活部」に改める。

第2条市長公室の項第1号中「及び広報広聴」を削り、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広報広聴及びシティプロモーションに関すること。

第2条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

第2条政策企画部の項中第5号を次のように改め、第6号を削る。

(5) 情報化の推進及び行政情報システムに関すること。

第2条総務部の項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 入札及び契約に関すること。

(9) 工事の執行管理及び検査に関すること。

第2条中

「環境市民部

- (1) 環境政策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (3) 市民相談に関すること。
- (4) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (5) 国民健康保険、高齢者医療及び国民年金に関すること。」

を

「環境先進都市推進部

- (1) 環境政策の総合調整及び推進に関すること。
- (2) 廃棄物処理及び清掃に関すること。

市民生活部

- (1) 窓口サービスに関すること。
- (2) 市民相談に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (4) 火葬場に関すること。
- (5) 国民健康保険、高齢者医療及び国民年金に関すること。
- (6) 税に関すること。」

に改める。

第2条まちづくり推進部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市総合計画審議会条例の一部改正)

2 亀岡市総合計画審議会条例(昭和43年亀岡市条例第3号)の一部を次のように改正す

る。

第9条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市国土利用計画審議会条例の一部改正)

3 亀岡市国土利用計画審議会条例(昭和58年亀岡市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第7条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市行政改革推進委員会条例の一部改正)

4 亀岡市行政改革推進委員会条例(昭和60年亀岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条中「企画管理部」を「政策企画部」に改める。

(亀岡市循環型社会推進条例の一部改正)

5 亀岡市循環型社会推進条例(平成13年亀岡市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

(亀岡市新火葬場整備検討審議会条例の一部改正)

6 亀岡市新火葬場整備検討審議会条例(平成26年亀岡市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条中「環境市民部」を「市民生活部」に改める。

(亀岡市環境審議会条例の一部改正)

7 亀岡市環境審議会条例(昭和46年亀岡市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第9条中「環境市民部」を「環境先進都市推進部」に改める。

「揭示済」

亀岡市みらい教育リサーチセンター条例をここに公布する。

令和3年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市みらい教育リサーチセンター条例

(設置)

第1条 亀岡市において社会の変化に対応した教育の創造及び充実を図るため、亀岡市みらい教育リサーチセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 亀岡市みらい教育リサーチセンター

位置 亀岡市宮前町神前長野15番地(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) ICT機器を活用した教育の推進に関すること。
- (2) 教育関係職員の人材育成に関すること。
- (3) 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。
- (4) 教育相談及び不登校児童生徒支援に関すること。
- (5) 地域学習の推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、社会の変化に対応した教育の創造及び充実に関し必要な事業

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置

く。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、亀岡市教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市教育研究所条例の廃止)

2 亀岡市教育研究所条例（平成9年亀岡市条例第3号）は、廃止する。

「揭示済」

規則

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

10	亀岡市長印	5	7	楷書	個人番号の通知カード、個人番号カード、特別永住者証明書及び在留カード記載事項用	市民課長	1
----	-------	---	---	----	---	------	---

」

を

「

10	亀岡市長印	5	7	楷書	個人番号の通知カード、個人番号カード、特別永住者証明書及び在留カード記載事項用	市民課長	1
					パートナーシップ宣誓書受領証	人権啓発課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第9号

令和2年亀岡市告示第48号で委託した委託の相手方から、告示した事項について変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称
株式会社トラストバンク
- 2 変更する事項
委託の相手方の住所
変更前 東京都目黒区青葉台3丁目6番28号
住友不動産青葉台タワー14階
変更後 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
- 3 変更年月日
令和3年2月1日

「揭示済」

亀岡市告示第10号

令和2年亀岡市告示第47号で指定した指定代理納付者から、告示した事項について変更の届出があったので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 変更する事項
指定代理納付者の住所
変更前 東京都目黒区青葉台3丁目6番28号
住友不動産青葉台タワー14階
変更後 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
- 3 変更年月日
令和3年2月1日

「揭示済」

亀岡市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を変更する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による南丹都市計画事業大井町南部土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から生じる。

令和3年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更調書

町	地	番	付	記
大井町並河堂又	1の1		一	部
"	1の2		"	"
"	1の3		"	"
"	1の4		"	"
"	1の5			
"	2			
"	2の1			
"	2の2			
"	2の3		一	部
"	2の4		"	"
"	2の5		"	"
"	2の6			
"	3の1			
"	3の2			
"	3の3			
"	3の4			
"	3の5			
"	3の6			
"	3の7			
"	3の8			
"	4			
"	4の1			
"	5			
"	5の1			
"	5の2			
"	6の1			
"	6の2			
"	6の3			
"	6の4			
大井町並河堂又	6の5			
"	6の6			
"	6の7			
"	6の8			
"	6の9			
"	6の10			
"	7の1			
"	7の2			
"	7の3			
"	7の4		一	部
"	7の5			
"	8		一	部
"	9の3		"	"
"	10の7		"	"
"	10の8		"	"
"	11		"	"
大井町並河亀ヶ淵	1の1			
"	1の2			
"	1の3			
"	1の4			
"	2			
"	3の1		一	部
"	3の2		"	"
"	3の4		"	"
"	4の1		"	"
"	5の1			
"	5の2			
"	5の3			
"	6		一	部
"	7の1		"	"
大井町並河熊田	7の1			

町	地番	付記
大井町並河熊田	37の2	
"	38の1	
"	38の2	
"	38の3	
"	39の1	
"	40	
"	41の1	
"	41の3	
"	42	
"	43の1	
"	44	
"	46の1	
"	48	
"	49	
"	50の1	
"	50の3	
"	50の4	
"	50の5	
"	51の1	
"	52の1	
"	53の1	
"	54	
"	55	
"	56	
"	57	
"	58	
"	59	
"	60	
"	61	
"	62	
"	63	

町	地番	付記
大井町並河熊田	7の4	一部
"	8の1	
"	9の1	
"	10の1	
"	10の2	
"	10の3	
"	10の4	
"	10の5	
"	10の6	
"	11の1	
"	11の4	
"	11の5	
"	11の6	
"	16の1	
"	16の2	一部
"	16の3	
"	16の4	一部
"	26の1	"
"	26の3	
"	30の1	一部
"	31の1	"
"	31の5	"
"	32の1	
"	32の2	
"	33	
"	33の2	
"	34	
"	35	
"	35の2	
"	36	
"	37の1	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて大井町並河四丁目を設定する。

町	地	番	付	記
大井町並河熊田	64	1		
"	64	2		
"	65	1		
"	65	2		
"	65	3		
"	65	4		
"	65	5		
"	65	6		
"	65	7		
"	65	8		
"	66			
"	67	1		
"	67	2		
"	67	3		
"	67	4		
"	67	5		
"	68	1		
"	68	2		
"	68	3		
"	68	4		
"	68	5		
"	69	1		
"	70	1	一	部
"	71	1		"
"	72			"
"	74			
大井町並河三丁目	45	1	一	部
"	45	7		"
"	47	2		"
"	49	1		"
"	49	6		"

町	地	番	付	記
禊田野町太田古実根	11		一	部
大井町南金岐重見	72	3		"
"	76	2		"
"	90	2		
"	94	2		
大井町南金岐好実根	20	1	一	部
"	20	2		"
"	21			"
"	22			"
大井町並河堂又	7	4		"
"	8			"
"	9	1		
"	9	2		
"	9	3	一	部
"	9	4		
"	10	1		
"	10	2		
"	10	3		
"	10	4		
"	10	5		
"	10	6		
"	10	7	一	部
"	10	8		"
"	11			"
"	12	1		
"	12	2		
"	12	3		
"	12	4		

町	地番	付記
大井町並河堂又	26の3	
"	26の4	
"	26の5	
"	27の1	
"	27の2	
"	28	
"	28の1	
"	29	
"	30	
"	31	
"	32	
"	33	
"	33の1	
"	34	
"	35の1	
"	35の2	
"	36の1	
"	36の2	
"	36の3	
"	37	
"	38	
"	39	
"	40	
"	41	
"	42	
"	43	
"	44	
"	45	
"	46	
"	47の1	
"	47の2	

町	地番	付記
大井町並河堂又	12の5	
"	12の6	
"	13	
"	14	
"	15の1	
"	15の2	
"	16の1	
"	16の2	
"	16の3	
"	17	
"	18	
"	19	一部
"	20・22合併1	
"	20・22合併2	
"	20・22合併3	
"	21の1	
"	21の2	
"	21の3	
"	21の4	
"	23	一部
"	24	"
"	25の1	
"	25の2	
"	25の3	
"	25の4	
"	25の5	
"	25の6	一部
"	25の7	"
"	25の8	"
"	26の1	
"	26の2	

町	地番	付記
大井町並河堂又	62の11	
"	62の12	
"	64	
"	64の3	
"	65	
"	66	
"	67の1	
"	67の2	
"	67の3	
"	67の4	
"	67の5	
"	68	
"	69の1	
"	69の2	
"	69の3	
"	69の4	
"	69の5	
"	70の1	
"	70の2	
"	71	
"	71の1	
"	72	
"	73の1	
"	73の2	
"	73の3	
"	73の4	
"	74の1	
"	74の2	
"	74の3	
"	75	
"	76	

町	地番	付記
大井町並河堂又	47の3	
"	47の4	
"	47の5	
"	48	
"	49	
"	50	
"	51	
"	52	
"	53	
"	55	
"	55の1	
"	56の1	
"	56の2	
"	56の3	
"	57	
"	57の1	
"	58	
"	59	
"	60	
"	61の1	
"	61の2	
"	61の3	
"	62の1	
"	62の3	
"	62の4	
"	62の5	
"	62の6	
"	62の7	
"	62の8	
"	62の9	
"	62の10	

町	地番	付記
大井町並河堂又	93の1	
"	94の1	
"	94の2	
"	94の3	
"	94の4	
"	94の5	
"	94の6	
"	95の1	
"	95の2	
"	95の3	
"	96	
"	96の1	
"	97	
"	97の1	
"	97の2	
"	97の3	
"	97の4	
"	97の5	
"	98乙	
"	98の1	
"	98の2	
"	98の3	
"	98の4	
"	98の5	
"	98の6	
"	98の7	
"	98の8	
"	98の9	
"	99の2	
"	100の1	
"	100の2	

町	地番	付記
大井町並河堂又	77の1	
"	77の2	
"	77の3	
"	77の4	
"	77の5	
"	78の1	
"	78の2	
"	79の1	
"	79の2	
"	80の1	
"	80の2	
"	80の3	
"	81	
"	82の1	
"	82の2	
"	83の1	
"	83の2	
"	83の3	
"	84の1	
"	84の2	
"	85	
"	86の1	
"	86の2	
"	87	
"	88	
"	89	
"	90の1	
"	90の2	
"	91	
"	92	
"	93	

町	地番	付記
大井町並河亀ヶ淵	8の1	
"	11	
"	11乙	
"	11の3	
"	13の1	
"	15の1	
"	15の6	
"	15の7	
"	16の1	
"	17の1	
"	17の5	
"	18	
"	19	
"	19の1	
"	19の2	
"	20	
"	21の1	
"	21の2	
"	22	
"	23の1	
"	23の2	
"	24	
"	25	
"	26の1	
"	26の2	
"	27の1	
"	27の2	
"	29の1	
"	29の4	
"	29の5	
"	30の1	

町	地番	付記
大井町並河堂又	101の1	
"	101の2	
"	102	
"	103の1	
"	103の2	
"	103の3	
"	104	
"	105	
"	106	
"	107	
"	108	
"	109	
"	110	
"	111の1	
"	111の2	
"	111の3	
"	111の4	
"	113の1	
"	113の2	
"	113の3	
大井町並河亀ヶ淵	3の1	一部
"	3の2	"
"	3の3	
"	3の4	一部
"	4の1	"
"	4の2	
"	4の3	
"	6	一部
"	7の1	"
"	7の2	
"	7の3	

町	地番	付記
大井町並河亀ヶ淵	40の10	
"	41の1	
"	41の2	
"	42の1	
"	42の2	
"	42の3	
"	42の4	
"	42の5	
"	42の6	
"	43の1	
"	43の2	
"	44の1	一部
"	44の2	"
"	44の3	"
"	44の4	"
"	44の5	
"	44の6	
"	44の7	
"	45	一部
"	46	"
"	59の2	"
"	60の1	"
"	60の4	
"	60の5	
大井町並河熊田	70の1	一部
"	71の1	"
大井町並河深町	1	
"	2の1	
"	2の2	
"	3	一部
"	4の4	"

町	地番	付記
大井町並河亀ヶ淵	31	
"	31の4	
"	31の5	
"	31の6	
"	31の7	
"	31の8	
"	31の9	
"	31の10	
"	32	
"	35の1	
"	37	
"	37の1	
"	37の2	
"	37の6	
"	37の7	
"	37の8	
"	37の9	
"	37の10	
"	37の11	
"	37の12	
"	38	
"	39	
"	40の1	
"	40の2	
"	40の3	
"	40の4	
"	40の5	
"	40の6	
"	40の7	
"	40の8	
"	40の9	

町	地	番	付	記
大井町並河深町	5		一	部
〃	6			
〃	7		一	部
大井町並河三丁目	254	2		
〃	259			
〃	260			

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて大井町並河五丁目を設定する。

町	地	番	付	記
蕪田野町太田古実根	7	2		
〃	8	1		
〃	8	3		
〃	8	4		
〃	9	1		
〃	9	3		
〃	1	0		
〃	1	1	一	部
〃	1	2	1	
〃	1	2	2	
〃	1	3	1	
〃	1	3	2	
〃	1	4	1	
〃	1	4	3	
蕪田野町太田草田	7	1		
〃	7	4		
〃	7	5		
〃	8	1		
〃	8	2		
〃	8	3		
〃	8	5		

町	地	番	付	記
蕪田野町太田草田	8	6		
〃	8	7		
〃	8	8		
〃	8	9		
〃	8	10		
〃	9	1		
〃	9	2		
〃	9	3		
〃	1	0	1	
〃	1	0	2	
〃	1	1	1	
〃	1	1	2	
〃	1	2	2	
大井町南金岐重見	7	2	3	一 部
〃	7	3	2	
〃	7	6	2	一 部
〃	7	7	2	
大井町南金岐好実根	6	1		
〃	6	3		
〃	8	1		
〃	8	3		
〃	9	1		
〃	9	2		
〃	9	3		
〃	1	0	1	
〃	1	0	2	
〃	1	1	1	
〃	1	2		
〃	1	3	1	
〃	1	3	2	
〃	1	3	3	

町	地番	付記
大井町南金岐好実根	19の1	
"	19の2	
"	19の3	
"	20の1	一部
"	20の2	"
"	21	"
"	22	"
大井町並河亀ヶ湖	44の1	"
"	44の2	"
"	44の3	"
"	44の4	"
"	45	"
"	46	"
"	47	"
"	47の1	
"	47の2	
"	47の3	
"	47の4	
"	47の5	
"	47の6	
"	47の7	
"	47の8	
"	47の9	
"	48	
"	48の1	
"	49	
"	50	
"	51の1	
"	51の2	
"	52の2	
"	53の4	

町	地番	付記
大井町南金岐好実根	13の4	
"	13の5	
"	13の6	
"	13の7	
"	14の1	
"	14の2	
"	14の3	
"	14の4	
"	14の5	
"	14の6	
"	14の7	
"	14の8	
"	15	
"	16の1	
"	16の2	
"	16の3	
"	16の4	
"	16の5	
"	16の6	
"	16の7	
"	17の1	
"	17の2	
"	17の3	
"	17の4	
"	17の5	
"	17の6	
"	17の7	
"	17の8	
"	18の1	
"	18の2	
"	18の3	

町	地番	付記
大井町並河亀ヶ淵	54の1	
"	54の3	
"	54の4	
"	54の5	
"	55の1	
"	55の2	
"	56	
"	57の1	
"	57の2	
"	57の3	
"	58の1	
"	58の4	
"	59の1	
"	59の2	一部
"	60の1	"
"	62	
"	63	
大井町並河深町	3	一部
"	4の1	
"	4の2	
"	4の3	
"	4の4	一部
"	4の5	
"	4の6	
"	5	一部
"	7	"
"	8の1	
"	8の2	
"	9の1	
"	9の2	
"	10の1	

町	地番	付記
大井町並河深町	10の3	
"	10の4	
"	10の5	
"	11の2	
"	12の2	
"	13	
"	13の6	
大井町並河観並	9の5	
"	36の1	
"	36の5	
"	37の1	
"	37の3	
"	37の4	
"	39の1	
"	40の1	
"	41の1	
"	41の2	
"	42の1	
"	42の3	
"	43の1	

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路をもつて大井町並河六丁目を設定する。

町	地番	付記
大井町並河熊田	1の1	
"	2の1	
"	2の2	
"	2の3	
"	2の4	
"	3の1	
"	3の2	

町	地番	付記
大井町並河熊田	23の1	
"	23の2	
"	23の3	
"	24の1	
"	24の2	
"	25	
"	26の1	一部
"	26の2	
"	27の1	
"	27の2	
"	30の1	一部
"	31の1	"
"	31の4	
"	31の5	一部
"	55の1	
"	72	一部
"	75	
"	76	
"	77	
大井町並河前脇	1	
"	2	
"	2の1	
"	2の2	
"	3	
"	4の1	
"	4の2	
"	4の3	
"	4の4	
"	4の5	
"	4の6	
"	4の7	

町	地番	付記
大井町並河熊田	3の4	
"	3の5	
"	4	
"	5の1	
"	5の2	
"	5の3	
"	6の1	
"	6の4	
"	7の4	一部
"	7の5	
"	11の2	
"	11の3	
"	12の1	
"	12の2	
"	12の3	
"	13の1	
"	13の2	
"	13の3	
"	13の4	
"	13の5	
"	13の6	
"	13の7	
"	14	
"	15の1	
"	15の2	
"	16の2	一部
"	16の4	"
"	20の2	
"	20の3	
"	21	
"	22	

町	地番	付記
大井町並河前脇	24の5	
"	24の6	
"	24の7	
"	24の8	
"	24の9	
"	24の10	
"	26	
"	26の3	
"	26の4	
"	26の11	
"	26の12	
"	26の21	
"	26の22	
"	26の23	
"	26の24	
"	26の25	
"	26の26	
"	26の27	
"	26の28	
"	26の29	
"	26の30	
"	28の1	
"	29の3	
"	29の4	
"	30	
"	31の1	
"	31の2	
"	32	
"	33	
"	34の1	
"	34の2	

町	地番	付記
大井町並河前脇	4の8	
"	4の9	
"	4の10	
"	4の11	
"	6の1	
"	6の2	
"	6の3	
"	7の1	
"	7の2	
"	7の3	
"	21の1	
"	21の2	
"	21の3	
"	21の4	
"	21の5	
"	21の6	
"	21の7	
"	22の1	
"	22の2	
"	22の3	
"	22の4	
"	22の5	
"	22の6	
"	22の7	
"	22の8	
"	23の1	
"	23の2	
"	24の1	
"	24の2	
"	24の3	
"	24の4	

町	地番	付記
大井町並河前脇	45の1	
"	49の1	
"	51	
"	51の13	
"	52の2	
"	53の1	
"	53の2	
"	53の3	
"	53の4	
"	53の5	
"	54	
"	55の1	
"	55の2	
"	55の3	
"	55の4	
"	56の1	
"	57の1	
"	80の1	
"	81の1	
"	82の1	
"	83の1	
"	84の1	
"	85の1	
大井町並河三丁目	45の1	
"	45の2	
"	45の4	一部
"	46の1	"
"	47の1	"
"	47の2	"
"	47の3	"
"	49の1	"

町	地番	付記
大井町並河前脇	35の1	
"	35の2	
"	35の3	
"	36の1	
"	36の2	
"	36の3	
"	36の4	
"	36の5	
"	36の6	
"	36の7	
"	37の1	
"	37の2	
"	37の3	
"	37の4	
"	37の5	
"	37の6	
"	37の7	
"	37の8	
"	38の1	
"	38の2	
"	39	
"	40の1	
"	40の2	
"	40の3	
"	41	
"	42	
"	43	
"	44の1	
"	44の3	
"	44の4	
"	44の5	

町	地番	付記
大井町並河三丁目	49の6	一部

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を大井町並河二丁目に変更する。

町	地番	付記
大井町並河堂又	1の1	一部
〃	1の2	〃
〃	1の3	〃
〃	1の4	〃
〃	2の3	〃
〃	2の4	〃
〃	2の5	〃
〃	11	〃
〃	19	〃
〃	23	〃
〃	24	〃
〃	25の6	〃
〃	25の7	〃
〃	25の8	〃
〃	112の1	
〃	112の2	
〃	112の3	
大井町並河二丁目	43の4	一部
〃	43の6	〃
〃	43の8	〃
〃	45の3	〃
〃	47の4	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を大井町並河三丁目に変更する。

備考 地番は、令和2年9月18日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市内の町の区域を設定し、並びに町の区域及び名称を変更する。

なお、その効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による国営緊急農地再編整備事業亀岡中部地区佐伯換地区の換地処分の公告のあった日の翌日から生じる。

令和3年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

町の区域及び名称の変更調書

葎田野町佐伯墓野1の3に隣接する道路に隣接する葎田野町佐伯大門の水路を葎田野町佐伯墓野に変更する。

町	地番	付記
葎田野町佐伯薄井	1	一部
葎田野町佐伯筋違	2	〃
〃	3	〃

上記の土地、その土地に隣接する道路及び水路並びに葎田野町佐伯齊ノ神1の3に隣接する道路に隣接する葎田野町佐伯筋違の道路及び水路を葎田野町佐伯齊ノ神に変更する。

町	地番	付記
葎田野町佐伯齊ノ神	1 1	一部
葎田野町佐伯鳥縄手	8	〃
〃	1 6	〃
〃	1 8	〃
〃	1 9	〃
〃	2 0	〃
〃	2 1	〃
〃	2 2	〃
〃	2 3	〃
葎田野町佐伯大日堂	4 8	〃
〃	6 3	〃
〃	6 4	〃
〃	6 7	〃

上記の土地並びにその土地に隣接・介在する道路及び水路を葎田野町佐伯薄井に変更する。

町	地番	付記
葎田野町佐伯鳥縄手	2 3	一部

町	地	番	付	記
葎田野町佐伯鳥繩手	28の1		一	部
"	28の2			"
"	29			"
"	60			"
"	61			"
"	62			"
"	63の2			"

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路並びに葎田野町佐伯大日堂21の2、47に隣接する道路に隣接する葎田野町佐伯薄井の道路及び水路を葎田野町佐伯大日堂に変更する。

町	地	番	付	記
葎田野町佐伯芥ノ神	4		一	部
"	5			"
葎田野町佐伯玉泉	26			"
葎田野町佐伯鳥繩手	1		一	部
"	2			"
"	3			"
"	12			"
"	13			"
"	17			"
"	38			"
"	39			"
"	40			"
"	41			"
"	42		一	部
葎田野町佐伯河原ノ辻	20			"
"	21			"
"	22			"
葎田野町佐伯田手原	6			"
"	7			"

町	地	番	付	記
葎田野町佐伯田手原	8		一	部
"	17			"

上記の土地、その土地に隣接・介在する道路及び水路並びに葎田野町佐伯筋違5、9、28、29、30に隣接する道路及び水路に隣接する葎田野町佐伯玉泉の道路及び水路及び葎田野町佐伯筋違22、23に隣接する道路に隣接する葎田野町佐伯芥ノ神の道路及び水路を葎田野町佐伯筋違に変更する。

町	地	番	付	記
葎田野町佐伯薄井	1		一	部
"	2			"
"	3			"
葎田野町佐伯筋違	50			"
"	52			"
"	53			"
"	54			"
"	55			"
"	56		一	部
"	57			"
"	59			"
"	60			"
葎田野町佐伯田手原	17			"
"	19			"
"	20			"
"	21			"
"	23			"
"	24			"
"	25			"
"	27の1			"
"	27の2			"
"	29の1			"

町	地	番	付	記
葦田野町佐伯田手原	30の1		一	部
〃	32			
〃	32の1			
〃	34の1			
〃	34の4		一	部

上記の土地並びにその土地に隣接・介入する道路及び水路を葦田野町佐伯田手原手原に変更する。

町	地	番	付	記
葦田野町佐伯筋違	38		一	部
〃	39			〃
〃	40の2			〃
〃	41			
〃	42			
〃	43		一	部
〃	44			〃
〃	45			〃
〃	46			〃
〃	47			〃
葦田野町佐伯田手原	1			
〃	2			
〃	3			
〃	4			
〃	5			
〃	6		一	部
〃	7			〃
〃	8			〃
〃	9			
〃	10		一	部
〃	11			〃
〃	12			

町	地	番	付	記
葦田野町佐伯田手原	13		一	部
〃	17			〃

上記の土地、その土地に隣接・介入する道路及び水路並びに葦田野町佐伯筋違41に隣接する道路に隣接する葦田野町佐伯田手原の道路を葦田野町佐伯河原ノ辻に変更する。

町	地	番	付	記
葦田野町佐伯出山地	10		一	部

上記の土地、その土地に隣接する道路及び水路並びに葦田野町佐伯田手原43に隣接する道路、葦田野町佐伯出山地12、14、15、18に隣接する道路の一部、葦田野町佐伯田手原33の2に隣接する水路に隣接する葦田野町佐伯出山地の道路及び水路及び葦田野町佐伯田手原17、18に隣接する道路及び水路に隣接する葦田野町佐伯田手原の道路及び水路を葦田野町佐伯田手原に変更する。

町	地	番	付	記
葦田野町佐伯田手原	13		一	部
〃	14			〃
〃	15			〃

上記の土地、その土地に隣接・介入する道路及び水路並びに葦田野町佐伯田手原30、31に隣接する水路に隣接する葦田野町佐伯田手原の道路を葦田野町佐伯出山地に変更する。

備考 地番は、令和2年9月2日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第13号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、亀岡市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年亀岡市告示第65号）第4条の規定により告示する。

令和3年2月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- | | |
|---------------|---|
| 1 事業者の名称及び所在地 | 特定非営利活動法人アシスト
理事長 坂本 辰之
亀岡市篠町森山先5番地87 |
| 2 事業所の名称及び所在地 | 相談支援センターふれあいハート
亀岡市篠町森山先5番地87 |
| 3 指 定 年 月 日 | 令和3年2月1日 |
| 4 事 業 の 種 類 | 特定相談支援事業、障害児相談支援事業 |
| 5 事業の主たる対象者 | 障害者、障害児 |
| 6 事業所番号 | 2631600489（特定相談支援事業）
2671600134（障害児相談支援事業） |

「揭示済」

亀岡市告示第14号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年2月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	督促状	令和2年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	令和2年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和2年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和2年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和2年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和2年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和2年度 第7期	国民健康保険料	省略	省略
8	更正・決定 通知書	令和2年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第15号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
令和2年度 市民税・府民税税額変更通知書
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第16号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年2月5日から令和3年2月19日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

路線番号	路線名	起 点	変 更 前		変 更 後	
		終 点	延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01040	古世団地4号線	亀岡市古世町二丁目133番先	29.20	8.60	29.39	8.60
		亀岡市古世町二丁目20番55先		～ 8.60		～ 8.60
01139	西与力町線	亀岡市塩屋町83番先	410.27	2.50	410.27	2.23
		亀岡市下矢田町若宮25番1先		～ 4.60		～ 4.60
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷西条23番先	156.17	5.10	156.61	5.10
		亀岡市東別院町湯谷下ノ三11番2先		～ 6.10		～ 6.10
04020	西條重利線	亀岡市曾我部町重利軍垂40番10先	19.34	9.80	20.52	9.80
		亀岡市曾我部町重利軍垂41番先		～ 9.80		～ 9.80
04089	二ツ池大塚線	亀岡市曾我部町穴太大塚49番先	13.70	4.60	15.32	4.60
		亀岡市曾我部町穴太鐘ツキ11番1先		～ 6.10		～ 6.10

「揭示済」

亀岡市告示第17号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の路線を令和3年2月5日から供用開始する。

なお、その関係書類は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において令和3年2月5日から令和3年2月19日まで一般の縦覧に供する。

令和3年2月5日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
01040	古世団地4号線	亀岡市古世町二丁目133番先	29.39m	8.60m
		亀岡市古世町二丁目20番55先		8.60m
01139	西与力町線	亀岡市塩屋町83番先	410.27m	2.23m
		亀岡市下矢田町若宮25番1先		4.60m
02026	湯谷区道線	亀岡市東別院町湯谷西条23番先	156.61m	5.10m
		亀岡市東別院町湯谷下ノ三11番2先		6.10m
04020	西條重利線	亀岡市曾我部町重利軍垂40番10先	20.52m	9.80m
		亀岡市曾我部町重利軍垂41番先		9.80m
04089	二ツ池大塚線	亀岡市曾我部町穴太大塚49番先	15.32m	4.60m
		亀岡市曾我部町穴太鐘ツキ11番1先		6.10m

「揭示済」

亀岡市告示第18号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

令和3年2月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

令和3年2月8日（月）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 2台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3か月間

7 返還期間 月曜日～土曜日

午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

(1) 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

(2) 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

(3) 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第19号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年2月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和2年度国民健康保険料第7期督促状

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第20号

亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和3年2月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、LGBTQ+がその人権を尊重され、自己実現を通じて生きがいを感じられる、平等で公正な誰もが生きやすい社会の実現に向けて、パートナーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてLGBTQ+とは、性的指向が異性愛のみでない者、性自認が出生時の性と異なる者、自身の性を認識していない者等をいう。

2 この要綱において「パートナーシップ関係」とは、一方又は双方がLGBTQ+である二者の間関係であって、互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約したものをいう。

(パートナーシップの宣誓)

第3条 次の各号のいずれにも該当する二者が、次条に定めるところによりパートナーシップ関係にある旨の宣誓(以下「パートナーシップの宣誓」という。)をしたときは、市長は第5条に定めるところによりその旨を証明するものとする。

- (1) ともに民法(明治29年法律第89号)に定める成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当するこ

と。

- ア ともに市内に住所を有すること。
- イ いずれか一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が1月以内に市内への転入を予定していること。

- (3) ともに配偶者(婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)がないこと。
- (4) ともに現に本制度及び他の自治体で実施している同様の制度によるパートナーシップ関係の証明を受けていないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者の関係(当事者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)にないこと。

(パートナーシップの宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓は、宣誓をしようとする二者が、各々所定の事項を自書したパートナーシップ宣誓書(別記第1号様式。以下「宣誓書」という。)に次に掲げる書類を添付し、双方同時に市役所本庁舎に来所してこれを市長に提出するときに行うものとする。ただし、市長が特に認めるときは、宣誓をしようとする者のいずれか一方が来所の上、宣誓書を提出して宣誓に代えることができる。

- (1) 住民票の写し、住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し(パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(外国籍の場合は、独身証明書又はこれに相当する書類(外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。)) (パートナーシップの宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。)
- (3) パートナーシップの宣誓を行おうとする

市外在住の者が市内への転入を予定していることを疎明するに足る資料（ただし、当事者の一方が市内に住所を有していないときに限る。）

(4) パートナーシップの宣誓をしようとする者双方の顔写真のデータ（パートナーシップの宣誓をしようとする日前6月以内に撮影されたものに限る。）。ただし、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式の2の交付に当たり顔写真を付することを希望するときに限る。）

2 市長は、パートナーシップの宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自書することができないと認めるときは、本市職員の立会いのもとで、パートナーシップの宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

3 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、宣誓書の提出に際して、本人確認のため、次の各号のいずれかを提示し、又はその写しを提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号のほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの等市長が相当と認める書類

4 市長は、宣誓をする日時等について、宣誓をしようとする者と事前に調整を行うものとする。

（パートナーシップの宣誓の証明の方法等）

第5条 市長は、第4条第1項の規定によりパートナーシップの宣誓を行った者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（別記第2号様式の1又は別記第2号様式の2。以下「受領証」

という。）及び受領印を押印した宣誓書の写しを宣誓者に交付することにより行うものとする。ただし、宣誓者が第3条第2号イに該当する場合は、亀岡市パートナーシップ宣誓書受付票（別記第3号様式。以下「宣誓受付票」という。）を交付し、市外在住の宣誓者が市内に転入したことを証明する書類又はその写し（以下「転入証明書類」という。）の提出を受けたのちに受領証及び受領印を押印した宣誓書の写しを交付することにより行う。

2 宣誓受付票の交付を受けた宣誓者は、市内に転入してから2週間以内に転入証明書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、宣誓の証明をする日時等について、宣誓者と事前に調整を行うものとする。

（通称の使用）

第6条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和その他特別の事情を市長が認める場合には、宣誓書に氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、国内において社会生活上通用していると認められるものをいう。）を使用することができる。

2 前項の規定により通称を使用するときは、宣誓書を提出する際に、日常生活において当該通称を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

（変更の届出等）

第7条 受領証の交付を受けた者（以下「受領者」という。）は、宣誓書の内容に変更が生じたときは、速やかにパートナーシップ宣誓書記載内容変更届（別記第4号様式。以下「変更届」という。）に受領証及びその変更に係る事実を確認することができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 受領者は、顔写真を付した受領証の顔写真を変更しようとするときは、変更届に新しい顔写真のデータ（届出の6月以内に撮影されたものに限る。）を添えて市長に提出するこ

とができる。

- 3 前項の規定による顔写真の変更は、受領証の交付又は既に当該届出を行っているときは前回の顔写真の変更から5年が経過するまで行うことができない。
- 4 第4条第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による届出（以下「変更届出」という。）を行う者について準用する。
- 5 市長は、変更届出を行った宣誓者が希望するときは、受領印を押印した変更届の写しを当該宣誓者に交付する。

（受領証の再交付）

第8条 受領者は、変更届出をしたことにより受領証の記載内容若しくは顔写真に変更があったこと又は受領証を紛失若しくは毀損したことを理由に受領証の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、受領証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請を行うときは、再交付申請書に受領証を添付しなければならない。ただし、紛失したことを理由に受領証の再交付を申請するときは、この限りでない。
- 3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による申請を行う者について準用する。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、当該申請を行った者に受領証を再交付する。
- 5 受領者は、受領証を紛失したことを理由に受領証の再交付を受けた場合において、紛失した受領証を発見したときは、速やかに当該受領証を市長に返還しなければならない。

（受領証の返還等）

第9条 受領証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（別記第6号様式）に受領証を添付して、速やかに市長に提

出しなければならない。ただし、紛失その他の事情により添付が困難であると市長が認める場合は、受領証の添付を要しない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき又は宣誓者の少なくとも一方が第3条第3号又は同条第4号に該当しなくなったとき。
- (4) パートナーシップの宣誓をした時点において、宣誓者が第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

2 第4条第3項の規定は、第1項の届出を行う者について準用する。

3 市長は、前項の規定による届出をした者が希望するときは、受領印を押印した返還届の写しを当該者に交付することができる。

（情報の管理）

第10条 宣誓者から提出された個人情報の取扱いについては、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の定めるところによる。

（宣誓書の保存）

第11条 市長は、宣誓書を期限を定めずに保存するものとする。ただし、第9条の規定により、受領証の返還を受けた場合は、亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の定めるところにより保存及び破棄する。

（本市施策の推進に当たっての配慮）

第12条 本市は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップ関係にある当事者に十分配慮するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年3月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 市長は、第4条第4項に定める事前の調整については、この要綱の実施前においても行うことができる。

(亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱の一部改正)

- 3 亀岡市犯罪被害者等見舞金支給要綱(平成24年亀岡市告示第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」の次に「及び当該被害者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

(亀岡市在住ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱の一部改正)

- 4 亀岡市在住ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱(平成13年亀岡市告示第39号)の一部を次のように改正する。

第2条中「又は」を「若しくは」に改め、「(配偶者及び3親等内の親族に限る。)」の次に「又は該当者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者である介護者」を加える。

(亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱の一部改正)

- 5 亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その家族」の次に「若し

くは当該利用者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

(亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱の一部改正)

- 6 亀岡市寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

第6条中「その家族」の次に「若しくは当該利用者との間で亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和3年亀岡市告示第20号)第5条によるパートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた者」を加える。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第21号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和3年2月19日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
督促状 令和2年度 市府民税 第4期
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「礪田野町西佐伯区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 今泉 俊一
- 2 変更年月日
令和2年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第12号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年2月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|--|------------|--------|
| (1) 工事番号 | 水配替第5号 | | |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（18工区） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 | | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | | |
| (5) 工事概要 | 配水管 | DSGX φ 300 | 455.5m |
| | | DSGX φ 100 | 29.6m |
| | | DSGX φ 75 | 10.9m |
| | 管更生 | SUS φ 200 | 27.3m |
| | 給水管 | | 25戸 |
| | 仮設管 | | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 104,566,000円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 95,060,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から250日 | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 原則40%以内。保証事業会社の保証が必要。 | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | | |

- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者又は「水道施設工事」の「A等級」に認定された者2者と「水道施設工事」の「B等級」に認定された者1者の3者による共同企業体とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、2者による共同企業体の場合、全ての構成員が30パーセント以上、3者による共同企業体の場合、全ての構成員が20パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が4,000万円以上となる場合は、監理技術者として、「水道施設工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 出資比率が構成員中最大の者であること。

オ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体

による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。)

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」又は「B等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。

ウ 主任技術者として、「水道施設工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

エ 共同企業体による水道施設工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「〇〇・△△特定建設工事共同企業体」又は「〇〇・△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

「特記仕様書 3. 配水管技能者の資格」に記載されている資格を有している者を現場代理人、主任技術者又は監理技術者のいずれかに配置すること。

その他は、一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）

(3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人、監理技術者及び主任技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書（別紙）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年2月4日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年2月4日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年2月12日（金） 午前9時から午後5時まで 令和3年2月15日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年2月16日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年2月10日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年2月17日（水）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年2月19日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和3年2月24日（水） 午前9時から午後5時まで 令和3年2月25日（木） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年2月26日（金） 午前10時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) 本案件を落札された業者は、他の共同企業体による水道施設工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。
- (5) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第13号

亀岡市ホームページリニューアル業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年2月8日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市ホームページリニューアル業務

(2) 業務内容

現在、亀岡市（以下「市」という。）ホームページは、平成28年11月の現システム導入から4年が経過し、インターネット環境の変化等によって高度化・多様化する利用者ニーズへの対応が困難になっている。そこで、市では、デザインやカテゴリーの分類等を時代に適合するよう見直し、また、誰もが見やすく分かりやすいサイト構成とするため、リニューアルを行うものである。

(3) 業務期間

契約締結日から令和3年11月1日まで

(4) 見積限度額

17,270,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

この金額は、初期構築に必要な全ての経費を含む。（運用保守費を除く。）

2 その他

詳細は、亀岡市ホームページリニューアル業務公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第14号

令和3年度亀岡市立人権福祉センター隣保館
 デイサービス事業業務委託について、公募型プロ
 ポーザル方式により事業者の選定を行うので、
 次のとおり公告する。

令和3年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託事業

令和3年度亀岡市立人権福祉センター隣保館
 デイサービス事業

平成14年8月29日付け厚生労働省
 事務次官通知に基づく隣保館設置運営要
 綱の特別事業として実施しているもので
 あり、障がい者及び高齢者等が隣保館を
 利用し、創作・軽作業等のデイサービス
 事業を行うことにより、その自立を助長
 し生きがいを高めるため実施するものと
 する。

2 業務期間

契約日から令和4年3月31日まで

3 契約限度額

事業の委託料は、次に記載する金額の範囲
 内で見積もる。

令和3年度 1,800,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

4 その他

詳細は、「令和3年度亀岡市立人権福祉セ
 ンター隣保館デイサービス事業業務委託公募
 型プロポーザル実施要領」による。

「揭示済」

亀岡市公告第15号

土地区画整理法（昭和29年法律第119
 号）第10条第1項の規定により亀岡市篠町篠
 企業団地土地区画整理事業の事業計画の変更を
 認可したので、同法同条第3項において準用す
 る同法第9条第3項の規定により公告する。

令和3年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 施行者の住所及び名称

京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
 株式会社エルハウジング

2 事業施行期間

平成30年11月16日から
 令和4年3月31日まで

3 施行地区

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ケ尾、小園
 谷、下西山、鍋倉、松ケ池、亀岡市篠町王子
 西長尾の各一部

4 土地区画整理事業の名称

亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業

5 事務所の所在地

京都市右京区山ノ内荒木町7番地58
 株式会社エルハウジング内

6 施行認可の年月日

平成30年11月16日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所の揭示場において行う。

「揭示済」

亀岡市公告第16号

亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の事業計画の変更認可において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項により準用する同法第9条第4項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和3年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市まちづくり推進部都市整備課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

「揭示済」

亀岡市公告第17号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和3年3月15日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和3年3月16日（縦覧期間満了の日の翌日）から令和3年3月30日までにこれを申し出ることができる。

令和3年2月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

自 令和3年2月13日
至 令和3年3月15日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第18号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和3年2月17日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

亀岡市篠町篠上西山1の1の一部、2の1の一部、3の1の一部、4の1の一部、4の2の一部、4の3の一部、5の1、6、7の1の一部、7の2の一部、8の1の一

部、9、9の1の一部、10の一部、10の2の一部、17、25、26、41の一部

(関連区域)

なし

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

亀岡市篠町篠下中筋45の1

社会福祉法人倣裏会

「揭示済」

亀岡市公告第19号

亀岡市ビジネスチャット導入事業について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年2月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市ビジネスチャット導入事業

(2) 業務の目的

新型コロナウイルスの感染拡大は、生活様式や働き方など、社会全般に大きな影響をもたらし、新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言を踏まえ、本市でも交代制在宅勤務やテレワークの実施などにより、コロナ禍においても市民サービスを維持している。

このような新型コロナウイルス感染拡大防止対策での在宅勤務などにかかわらず、事情により一定期間出勤ができない職員とも情報セキュリティを保ちながら、迅速的

かつ効率的に情報共有ができる環境整備が必要と考えている。

これらのことから、職員間の円滑な意思疎通が図られるとともに、臨機応変な業務体制づくりが期待できる「業務用チャットツール」を導入することを目的としている。

(3) 契約の期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

(4) 業務の内容

亀岡市ビジネスチャットツールのサービス利用契約仕様書のとおり。

なお、現在の仕様書は案であるため、本プロポーザルにおいて選定された事業者と協議の上で最終的な仕様を確定する。

2 その他

詳細は、亀岡市ビジネスチャット導入事業に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第20号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和3年2月26日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | |
|--------------|---|----------------|
| (1) 工事番号 | 水拡配第1号 | |
| (2) 工事名 | 第5次拡張事業 王子送配水管整備工事（1工区） | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町地内 | |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 | |
| (5) 工事概要 | D1GX φ150 | L=604.7m（送配水管） |
| | WEET φ150 | L=48.9m（送配水管） |
| | D1GX φ75 | L=12.8m（配水管） |
| | HPPE φ50 | L=57.3m（配水管） |
| | 給水管 | N=3件 |
| | 舗装本復旧（国道）As | A=2,290㎡ |
| | 舗装本復旧（里道）As | A=134㎡ |
| (6) 予定価格（税込） | 69,751,000円 | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 63,410,000円】 | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から180日間 | |
| (8) 部分払 | 無 | |
| (9) 前金払 | 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。） | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額が500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内。保証事業会社の保証が必要。） | |
| (11) 最低制限価格 | 採用 | |
| (12) 入札保証金 | 免除 | |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に | |

関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和2年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したもののや契約変更の増減額は対象外とする。）
- (6) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和2年4月1日以降に発注した水道施設工事（A等級対象工事）で受注した件数をいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (8) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
 - (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3か月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年2月26日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和3年2月26日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和3年3月5日（金） 午前9時から午後5時まで 令和3年3月8日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和3年3月9日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和3年3月4日（木） 午後5時まで 設計図書に関する質問 令和3年3月10日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和3年3月12日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和3年3月15日（月） 午前9時から午後5時まで 令和3年3月16日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和3年3月17日（水） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 企画管理部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

任免及び辞令

福井英昭

亀岡市監査委員の辞職を承認します

令和3年2月3日

富谷加都子

亀岡市監査委員に選任します

山本由美子

(各 通)

並河愛子

菱田光紀

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます

福井英昭

(各 通)

木村 勲

平本英久

赤坂マリア

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和4年5月31日までとします

令和3年2月8日

阿佐知幸

亀岡市防災会議委員に委嘱します

任期は令和5年2月17日までとします

令和3年2月18日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月2日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員 福井英昭

1 監査の種類

令和2年度定期監査及び行政監査

2 監査の対象

監査対象課等にかかる令和2年度の事務の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

3 監査の着眼点

市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。また、令和元年度決算において収入未済のある債権の管理状況や、本市に事務局を置き、本市職員が会計事務を取り扱っている各団体や実行委員会等に対して交付された補助金等について会計事務の状況を調査した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室

(2) 監査日程

対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
産業観光部 商工観光課 光秀大河推進課 農林振興課 農地整備課	令和2年 9月 8日から 令和2年11月13日まで	令和2年10月 8日 令和2年10月12日 令和2年10月15日
農業委員会事務局	令和2年 9月 8日から 令和2年11月13日まで	令和2年10月15日
会計管理室 財産管理課 会計課	令和2年10月 1日から 令和2年12月 4日まで	令和2年11月 6日
上下水道部 総務・経営課 お客様サービス課 水道課 下水道課		
市立病院		
健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 健康増進課	令和2年10月 9日から 令和2年12月28日まで	令和2年11月25日 令和2年11月27日
こども未来部 子育て支援課 保育課		令和2年11月26日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 産業観光部

以下の各課に係る令和2年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 商工観光課

クラウドファンディング「京都・カメチケ！」支援金収入について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 光秀大河推進課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 農林振興課

農用地等証明手数料について、事後調定が行われていた。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 農地整備課

農道占用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあつた。

占用料の額及び徴収の方法について準用する亀岡市道路の占用に関する条例には、徴収する額に10円未満の端数を生じた場合の端数は切り捨てると定められているが、100円未満を切り捨てて徴収されていた。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 農業委員会事務局

令和2年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

耕作等証明手数料について、手数料が納付される前に証明書を交付しているものがあつた。

亀岡市手数料徴収条例には、手数料は、徴収する事項についての申請、交付又は閲覧の際に、申請者からこれを徴収すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 会計管理室

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 財産管理課

特に指摘する事項はなかった。

イ 会計課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 上下水道部

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（水道事業会計）

水道施設に係る行政財産目的外使用料の徴収について、調定金額を誤っているものがあつた。

た。

亀岡市上下水道事業用行政財産の目的外使用に関する規程には、使用料の額に10円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てると定められているが、1円単位まで徴収されていた。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

(5) 市立病院

令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

病院事業用行政財産の目的外使用について、使用許可申請書が提出されておらず、使用許可書の交付も行われていないものが数件あった。

亀岡市病院事業用行政財産使用料規程には、行政財産を目的外使用しようとする者は、使用許可申請書を病院事業管理者に提出し、管理者は、その内容について調査し使用許可書により使用を許可すると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(6) 健康福祉部

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 地域福祉課

特に指摘する事項はなかった。

イ 障がい福祉課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 高齢福祉課

特に指摘する事項はなかった。

エ 健康増進課

広域予防接種事業業務委託契約について、ワクチン接種に係る委託単価及び審査支払業務に係る手数料単価の積算根拠が不明確であった。また、必要経費予定額の積算に係る人数の根拠が不明確であった。

積算根拠となる資料を伺書に添付するなど根拠を明確にされたい。

(7) こども未来部

以下の各課に係る令和2年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 子育て支援課

児童扶養手当返還金について、調定処理ができていなかった。

地方自治法には、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 保育課

特に指摘する事項はなかった。

以上が産業観光部等における令和2年度の財務に関する事務の執行等について監査した結果である。

なお、今回の監査においては、本市に事務局を置き、各団体や実行委員会等の会計事務を本市職員が取り扱っている事案について聞き取りを行った。確認した主な内容は、不正や事故防止の観点から、現金、預金通帳等の管理や帳簿等の整備が適切に行われているかなどである。

監査の結果、概ね適切に処理されていたが、一部の団体の事務において、預金通帳や印鑑等の保管、金庫等の鍵の管理などに、不適切な事案が見受けられた。

預金通帳や印鑑については、互いの牽制機能が働くように保管は別々にし、鍵については管理職を含めた複数の職員で管理し、十分なチェック体制を整えてもらいたい。また、現金の職場保管については、不正や事故防止の面だけでなく防犯等の安全性のために、直接、現金を取り扱うのではなく、口座振替等の通帳による管理へ変更を検討されたい。併せて、出納簿と通帳原本による金額等の確認は管理職が定期的に行われたい。

現況、公金の管理は、財務会計規則や窓口収納現金取扱基準などによって厳格に運用されているが、職務上、本市職員が会計事務を取り扱っている団体等の現金、預金等については規則等の適用対象外であり、公金に準じる処理基準等もなく、所管課の裁量に委ねられている。しかしながら、事故等が発生した場合、担当職員に加え本市の管理責任が問われることになる。その団体等の現金、預金等についても、公金同様に厳格な取り扱いに留意すべきである。人的リスクを低減し、問題の発生を未然に防止するためにも、公金に準じた処理基準や実務マニュアルの整備等を検討し、チェック機能が働く体制の改善を図られたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月2日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

第1 監査の概要

1 監査の種類

令和2年度財政援助団体等監査

2 監査の対象年度

令和元年度

3 監査の対象

- (1) 亀岡商工会議所、公益財団法人亀岡市農業公社、公益財団法人亀岡市福祉事業団及び公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
- (2) 産業観光部商工観光課、同農林振興課、健康福祉部地域福祉課及び同高齢福祉課の財政的援助等に係る事務の執行について

4 監査の着眼点

(1) 財政援助団体

亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者

亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

令和元年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票、その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 監査の実施場所

監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
亀岡商工会議所	令和2年 9月 8日から 令和2年11月13日まで	令和2年10月 8日
公益財団法人亀岡市農業公社		令和2年10月12日
公益財団法人亀岡市福祉事業団	令和2年10月 9日から 令和2年12月25日まで	令和2年11月25日
公益社団法人亀岡市シルバー 人材センター		令和2年11月27日

7 監査委員の除斥

監査委員の関本孝一は亀岡商工会議所の顧問税理士に従事しているため、当該団体の監査に関し、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

第2 監査の結果

1 亀岡商工会議所の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡商工会議所（以下「商工会議所」という。）は、地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として、幅広い活動を行っている。また、我が国商工業の発展に寄与することを目的としている。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 商工会議所としての意見を公表し、これを国会・行政庁等に具申し、又は建議する
- (イ) 行政庁等の諮問に応じて答申する
- (ウ) 商工業に関する調査研究を行う
- (エ) 商工業に関する情報及び資料の収集又は刊行を行う
- (オ) 商品の品質又は数量、商工業者の事業の内容、その他商工業に係る事項に関する証明・鑑定又は検査を行う
- (カ) 輸出品の原産地証明を行う
- (キ) 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用する
- (ク) 商工業に関する講演会又は講習会を開催する
- (ケ) 商工業に関する技術及び技能の普及又は検定を行う
- (コ) 博覧会、見本市等を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う

- (ウ) 商事取引に関する仲介又はあっせんを行う
- (シ) 商事取引の紛争に関するあっせん・調停又は仲裁を行う
- (ス) 商工業に関して、相談に応じ、又は指導を行う
- (セ) 商工業に関する産業公害についての調査研究又は相談に応ずる
- (ソ) 商工業に関して、商工業者の信用調査を行う
- (タ) 商工業に関して、観光事業の改善発達を図る
- (チ) 社会一般の福祉の増進に資する事業を行う
- (ツ) 行政庁から委託を受けた事務を行う
- (テ) 前払式支払手段の発行を行う
- (ト) その他、商工会議所の目的を達成するために必要な事業を行う

イ 組織（令和2年3月31日現在）

(ア) 役員	会頭	1人
	副会頭	3人
	専務理事	1人
	常議員	26人
	監事	3人
(イ) 事務局	事務局長	1人
	事務局次長	1人
	課長	2人
	（うち1人中小企業相談所長兼務）	
	係長	1人
	係員	4人
	パート	3人

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市から商工会議所へ交付された補助金総額は29,000,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
商工業振興普及事業（亀岡商工会議所事業活動）補助金	14,500,000	商工会議所が商工業振興普及事業を行うために要する経費の補助

(3) 監査の結果

ア 商工会議所に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

- (ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 出納関係帳票等の確認を行ったところ、収入伝票が作成されておらず、また支払命令書が見当たらないものがあつた。

亀岡商工会議所金銭出納に関する規程には、金銭の収納及び支払いは会計伝票により行うことが定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

b 旅費の支払いについて、出張命令が出張日以降に発令されているものがあつた。

亀岡商工会議所旅費規則には、職員等の旅行は、任命権者若しくはその委任を受けた者の発令する旅行命令又は旅行依頼によっておこなわなければならないと定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 産業観光部商工観光課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 亀岡市商工業振興普及事業補助金交付規程について、補助金の交付目的や補助対象事業が明確でなかった。

補助金を交付するにあたっては、相手に交付目的や補助対象となる範囲を明確に示すことが重要である。

規程を見直すなど、適正な補助金交付となるよう改善されたい。

b 当該補助金に係る出納関係帳票等を確認したところ、収入伝票が作成されておらず、また支払命令書が見当たらないものがあつた。

亀岡商工会議所金銭出納に関する規程の定めに基づき、適正な事務処理を行うよう指導することにより改善されたい。

c 旅費の支払いについて、出張命令が出張日以降に発令されているものがあつた。

亀岡商工会議所旅費規則の定めに基づき、適正な事務処理となるよう指導するとともに、運用の実態と合わせた規則の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

2 公益財団法人亀岡市農業公社の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市農業公社（以下「農業公社」という。）は、急速な都市化混住化の進行により、畜産経営における家畜排せつ物に起因する環境汚染が問題となっているため、広域的な利用が可能な家畜排せつ物処理基幹施設（堆肥製造施設）を建設することにより、畜産経営に係る環境問題を解決し、安定した経営基盤の確立を図るとともに、近年は、安全・安心の農産物を求める声が高まっていることから、施設で製造された良質の完熟堆肥の施用による土づくり対策を通じて、亀岡市における有機農業の確立と環境保全型農業の推進を目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

(ア) 堆肥事業

- a 畜産堆肥の製造に関する業務
- b 堆肥散布作業の受託に関する業務
- c 亀岡市土づくりセンターの施設及び付帯設備の維持管理に関する業務
- d その他堆肥事業に必要な業務

(イ) リサイクル事業

- a 動植物性残さの受入れ及び堆肥化に関する業務
- b その他リサイクル事業に必要な業務

(ウ) その他、農業公社の目的を達成するために必要な業務

イ 組織（令和2年3月31日現在）

- (ア) 役員
- | | |
|-------------------------|----|
| 理事 | 8人 |
| （うち理事長1人、副理事長2人、常務理事1人） | |
| 監事 | 2人 |
| 評議員 | 6人 |
- (イ) 事務局
- | | |
|-------|------------|
| 事務局長 | 1人（常務理事兼務） |
| 事務職員 | 1人 |
| 技術職員 | 1人 |
| 臨時作業員 | 2人 |

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市から農業公社へ交付された補助金総額は1,058,300円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
亀岡市農業振興助成金（安全・安心のエコ農業推進助成金（本市推奨優良畜産堆肥支援））	1,058,300	優良畜産堆肥（さくら有機）を製造販売する組織を対象に、さくら有機の販売に対して、40リットル袋詰め1袋につき100円を助成する。

(3) 監査の結果

ア 農業公社に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 当該補助金の入金について、入金伝票が作成されていなかった。
公益財団法人亀岡市農業公社会計規程（以下「農業公社会計規程」という。）には、

収入金を収納したときは、その都度、伝票および証拠書類に基づいて処理しなければならないと定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

- b 補助金の交付申請等について、以下の事務処理が行われていたが、公益財団法人亀岡市農業公社文書規程（以下「農業公社文書規程」という。）に定められた事務処理となっていなかった。

- ・ 発送文書に記号及び番号の記載がなかった。
- ・ 伺書の決裁区分欄に記載がなかった。
- ・ 「施行日」「完結日」の日付の記載がなかった。
- ・ 「浄書・照合」「公印・発送」欄に押印及び押印日の記載がなかった。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

これらは前回の財政援助団体等監査でも指摘したが、今回の監査でも改善されていなかった。改善できなかった原因を検証し改善策を図られたい。

イ 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 当該補助金の入金について、入金伝票が作成されていなかった。

農業公社会計規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導することにより改善されたい。

- b 補助金の交付申請等について、発送文書に記号及び番号の記載がなかったなど農業公社文書規程に定められた基本的な事務処理が行われていなかった。

規定に基づき、基本的かつ適正な事務処理の定着が図れるよう、連携して事務改善に向けた取り組みを具現化するなどきめ細やかな徹底した指導をすることにより改善されたい。

- c 補助金交付申請書が事業実施後に提出されており、補助対象が交付決定前に着手した事業に要する経費となっていた。

補助金の交付について、既に完了した事業を補助対象とするのであれば、その旨補助金交付要綱に規定するよう検討されたい。

なお、財政援助団体等監査の対象ではないが、農業公社の内部監査における令和2年5月11日付け監査報告に附属の監査意見書の内容は、当監査の指摘にも関連しており、組織として早急に抜本的な改善が必要であると考えます。

3 公益財団法人亀岡市福祉事業団の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市福祉事業団（以下「福祉事業団」という。）は、障がい者、高齢者、

勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するために主に次の事業を行っている。

- (ア) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流の促進等に関する各種講座やセミナー、相談等の事業
- (イ) 障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の主体的な福祉活動の促進に関する指導・助言事業
- (ウ) 亀岡市総合福祉センター管理運営に関する事業
- (エ) その他、福祉事業団の目的を達成するために必要な事業

イ 組織（令和2年3月31日現在）

- (ア) 役員
 - 理事 6人
（うち理事長1人、常務理事1人）
 - 監事 2人
 - 評議員 6人
- (イ) 事務局
 - 館長 1人（常務理事兼務）
 - 総務課長 1人
 - 主幹 1人
 - 主任 1人
 - 主事 1人
 - 再雇用職員 1人
 - 非常勤嘱託 1人
 - アルバイト職員 22人

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市から福祉事業団へ交付された補助金総額は21,368,788円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市福祉事業団活動補助金	21,368,788	福祉事業団が総合福祉センターの設置目的達成に向けて行う活動経費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

令和元年度に亀岡市から福祉事業団へ支払われた亀岡市総合福祉センターに係る指定管理料は21,799,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（委託費、光熱水費、修繕費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 福祉事業団に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 時間外勤務について、時間外勤務命令簿を確認したところ、総務課長の命令によって時間外勤務が行われていた。公益財団法人亀岡市福祉事業団就業規則（以下「福祉事業団就業規則」という。）には、理事長は、業務上特に必要がある場合は、勤務時間をこえ又は休日に勤務させることができると定められている。また、公益財団法人亀岡市福祉事業団事務代決及び専決規程（以下「福祉事業団事務代決及び専決規程」という。）には、課長の専決事項の中に職員の時間外勤務に関することは定められていなかった。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

b 時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

公益財団法人亀岡市福祉事業団給与規程（以下「福祉事業団給与規程」という。）には、給与の額及び支給方法については、亀岡市一般職員の給与に関する条例の例に準ずるものとする定められている。

規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 時間外勤務について、時間外勤務命令簿に命令権者の押印がなされていなかった。

福祉事業団就業規則に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、福祉事業団事務代決及び専決規程の見直しについて検討するよう改善指示されたい。

b 時間外勤務手当の時間単価の計算に誤りがあった。

福祉事業団給与規程に基づき、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、提出された実績報告書等を確認する際には、関係書類についても十分に精査されたい。

4 公益社団法人亀岡市シルバー人材センターの概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

公益社団法人亀岡市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）は、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の確保及び提供により、その就業を援助して、高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として活動している。

これらの目的を達成するために、主に次の事業を行っている。

- (ア) 就業機会の開拓提供事業
- (イ) 人材派遣事業
- (ウ) 有料職業紹介事業
- (エ) 生きがい対策事業
- (オ) 地域貢献事業

イ 組織（令和2年3月31日現在）

- (ア) 役員
 - 理事 11人
（うち理事長1人、副理事長1人、専務理事1人）
 - 監事 2人
- (イ) 事務局
 - 事務局長 1人
 - 相談役 1人（専務理事兼務）
 - 主任 1人
 - 嘱託職員 3人
 - アルバイト職員 1人

(2) 補助金の概要

令和元年度に亀岡市からシルバー人材センターへ交付された補助金総額は4,252,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
公益社団法人亀岡市シルバー人材センター運営補助金	4,252,000	シルバー人材センターに係る人件費及び運営費に対する補助

(3) 監査の結果

ア シルバー人材センターに対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程（以下「シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程」という。）に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、公益社団法人亀岡市シルバー人材センター職員給与規程（以下「シルバー人材センター職員給与規程」という。）に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給を行われたい。

b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

イ 健康福祉部高齢福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(ア) 補助金に係る出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

a 嘱託職員の報酬及び諸手当を支給するにあたり、規程の定めが不十分であったため、適正な支給と判断できないものがあった。

嘱託職員の報酬及び諸手当の支給は、シルバー人材センター嘱託職員及び事務補助員の採用等に関する規程に定められている。また、この規程の中で報酬及び諸手当それぞれの額は、シルバー人材センター職員給与規程に準ずると定められている。

両方の規程に不備が認められたので、規程を見直し適正な支給が行われるよう指導されたい。

b 補助金実績報告書について、実績報告書文中に「亀岡市補助金等交付要領第7条の規定により」と記載されていた。

亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領では「亀岡市シルバー人材センター運営補助金交付要領第7条の規定により」と定められている。

決裁等の過程において十分な確認をされたい。

c 補助金実績報告書について、経費明細には補助金確定額の内訳の記載がなく合計額のみ記載されており、適正に執行されているか確認できなかった。

補助金実績報告書において、補助金がどのような経費に使用されたかを確認した上で、補助金の確定処理を行うよう改善されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等の結果に基づいて、同条第10項の規定に基づき監査の結果に関する報告に添えて意見を提出したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年2月2日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

1 監査の概要

事務の執行及び財務に関する事務の執行を監査の対象として、定期監査（地方自治法第199条第4項）及び行政監査（地方自治法第199条第2項）を実施した。

監査期間	監査対象部局
令和2年 9月 8日～令和2年11月13日	産業観光部、農業委員会事務局
令和2年10月 1日～令和2年12月 4日	会計管理室、上下水道部、市立病院
令和2年10月 9日～令和2年12月28日	健康福祉部、こども未来部

2 意見

(1) 債権管理について

ア 債権回収に係る体制整備を検討されたい

債権回収においては、地方自治法や民法をはじめ様々な法律等が関係しており高い専門性が要求され、経験や知識の蓄積が必要である。

については、全庁統一的な債権管理が行えるよう、債権回収業務を執行する専任部署を設けるなど債権回収に係る体制整備を検討されたい。

イ 債権等に係る調定事務が適正か再確認されたい

調定事務に係る指摘については、毎年度の監査時に行っているが、なかなか改善がみられないところである。

今年度については、一部の債権管理において、収入があった時に調定計上しているものがあった。

については、債権等に係る調定事務が適正になされているか所属長等は再確認をされたい。

「揭示済」

「

※振込口座は、認定された場合に就学援助費の支給に使用します。	
(申込者と口座名義人が異なる場合は記入してください。)	
委 任 状	
私は、_____を代理人と定め、上記の受領に関する権限を委任します。	年 月 日
(宛先) 亀岡市会計管理者	申込者(保護者) 氏名
上記のとおり、_____年度要保護及び準要保護児童生徒に認定されるよう申し込みます。	
なお、学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当することについて承諾します。	
(宛先) 亀岡市教育委員会教育長	年 月 日
申込者(保護者) 住所 亀岡市	氏名

<添付書類>課税証明書等(以下の場合に必要となります。)

【4・5月申込みの場合】家族構成欄に_____年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分

【6月以降申込みの場合】家族構成欄に_____年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分

※課税証明書は、以前にお住まいの市区町村で取得してください。

※生活保護を受けている世帯については、添付していただく必要はありません。

*裏面の[同意書及び委任状]も必ず記入してください(記入のない場合は審査できません。)

」

に、

「申込者(保護者) 住 所 _____
 氏 名 _____ (印) _____」

を

「申込者(保護者) 住 所 _____
 氏 名 _____」

に、

「

誓 約 書
亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、既に支給された就学援助費を返還します。
申込者(保護者) 氏 名 _____ (印) _____

<必要書類>
振込口座の通帳の写し(金融機関名、店番、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの) ※亀岡市立中学校・義務教育学校(後期課程)に就学の生徒に係る認定申込の場合のみ必ず添付してください。

(注意)

- 1 小学校と中学校の両方に申込みをされる場合は、申込書の日付を同じ日にしてください。
- 2 「新入学児童生徒学用品費」は、4月の締切日までに申込みをし、認定された新1年生、新7年生(義務教育学校)に限り支給されます。
- 3 5月以降に申込みをされた場合は、申込日以降が支給対象になります。(遡って申請・支給できません。)

」

を

「

誓 約 書

亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、既に支給された就学援助費を返還します。

申込者（保護者） 氏名.....

＜必要書類＞

①振込先口座の通帳の写し（金融機関、店番、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

②課税証明書等（以下の場合に必要となります。）
 家族構成欄に 年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分
 ※課税証明書は、以前にお住まいの市区町村で取得してください。

- （注意）
- 1 小学校と中学校の両方に申込みをされる場合は、申込書の日付を同じ日にしてください。
 - 2 「新入学児童生徒学用品費」は、4月の締切日までに申込みをし、認定された新1年生、新7年生（義務教育学校）に限り支給されます。
 - 3 5月以降に申込みをされた場合は、申込日以降が支給対象になります（遡って申込み・支給できません。）。
 - 4 就学援助費は、医療費を除き、保護者の指定する口座に振り込みます。
 - 5 学校に支払うべき費用に未納がある場合は、当該援助費を学校に対する納付金に充当します。

」

に改める。

別記第2号様式中

「

※振込口座は、認定された場合に新入学児童生徒学用品費及び昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）の支給に関してのみ使用します。

（申請者と口座名義人が異なる場合は記入してください。）

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、上記の受領に関する権限を委任します。

年 月 日

（宛先）亀岡市会計管理者

申込者（保護者） 氏名 ㊟

上記のとおり、_____年度準要保護児童生徒に認定されるよう申込みます。
 なお、学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当することについて承諾します。

年 月 日

（宛先）亀岡市教育委員会教育長

申込者（保護者） 住所 亀岡市
氏名 ㊟

*裏面の[同意書及び委任状]も必ず記入・押印してください。（記入・押印のない場合は審査できません。）

」

を

「

※振込口座は、認定された場合に就学援助費の支給に使用します。

(申込者と口座名義人が異なる場合は記入してください。)

委 任 状

私は、_____を代理人と定め、上記の受領に関する権限を委任します。
年 月 日

(宛先) 亀岡市会計管理者
申込者(保護者) 氏名

上記のとおり、_____年度準要保護児童生徒に認定されるよう申し込みます。
なお、学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当することについて承諾します。
年 月 日

(宛先) 亀岡市教育委員会教育長
申込者(保護者) 住所 亀岡市
氏名

*裏面の「同意書及び委任状」も必ず記入してください(記入のない場合は審査できません。)

」

に、

「申込者(保護者) 住 所.....
氏 名.....(印)」

を

「申込者(保護者) 住 所.....
氏 名.....」

に、

「

誓 約 書

亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、新入学児童生徒学用品費等既に支給された就学援助費を返還します。
申込者(保護者) 氏 名.....(印).....

＜必要書類＞

①振込先口座の通帳の写し(金融機関、店番、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)
②課税証明書等(以下の場合、必要となります。)
家族構成欄に_____年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分
※課税証明書は以前にお住まいの市町村で取得してください。

(注意)

- 1 入学前支給の認定者については、_____年度の就学援助の認定を兼ねています。
- 2 新入学児童生徒学用品費、昼食費(亀岡市中学校選択制デリバリー弁当)及び医療費以外の支給に関しては、学校長を通じて行います。

」

を

「

誓 約 書

亀岡市就学援助規則第9条に規定する認定の取消しを受けた場合は、新入学児童生徒学用品費等既に支給された就学援助費を返還します。

申込者（保護者） 氏名.....

＜必要書類＞

①振込先口座の通帳の写し（金融機関、店番、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できるもの）

②課税証明書等（以下の場合に必要となります。）

家族構成欄に 年1月1日時点で亀岡市以外に住んでいた家族が含まれる場合、その家族の分

※課税証明書は、以前にお住まいの市区町村で取得してください。

（注意）

- 1 入学前支給の認定者については、 年度の就学援助の認定を兼ねています。
- 2 就学援助費は、医療費を除き、保護者の指定する口座に振り込みます。
- 3 学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当します。

」

に改める。

別記第3号様式中

「◎昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）及び医療費以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。」

を

「◎就学援助費は、医療費を除き、保護者の指定する口座に振り込みます。

◎学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当します。」

に改める。

別記第4号様式中

「◎新入学児童生徒学用品費、昼食費（亀岡市中学校選択制デリバリー弁当）及び医療費以外の就学援助費の支給は、入学後、学校長を通じて行います。」

を

「◎就学援助費の支給は、医療費を除き、保護者の指定する口座に振り込みます。

◎学校に支払うべき費用に未納がある場合、当該援助費を学校に対する納付金に充当します。」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第7条第2項及び別記第1号様式から別記第4号様式については、令和3年度分以降の援助費（令和3年度新入学児童生徒学用品費を除く。）の支給について適用し、令和2年度分の援助費（令和3年度新入学児童生徒学用品費を含む。）の支給については、なお

従前の例による。

「揭示済」

亀岡市みらい教育リサーチセンター条例施行規則をここに公布する。

令和3年2月19日

亀岡市教育委員会
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市みらい教育リサーチセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市みらい教育リサーチセンター条例（令和3年亀岡市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休所日)

第2条 亀岡市みらい教育リサーチセンター（以下「センター」という。）の休所日は、次のとおりとする。ただし、教育長が必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる休日を除く。）

(係の設置及び分掌事務)

第3条 センターに次の係を置く。

- (1) まなびプロモーション係

- (2) まなびサポート係
- 2 まなびプロモーション係の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) ICT機器を活用した教育の推進に関すること。
 - (2) 教育関係職員の人材育成に関すること。
 - (3) 教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること。
 - (4) センターの研究員による調査研究その他の活動に関すること。
 - (5) 地域学習の推進に関すること。
 - (6) 教育情報の提供に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、社会の変化に対応した教育の創造及び充実に必要な事業に関すること。
 - (8) 文書の收受及び発送に関すること。
 - (9) 公印の管理に関すること。
 - (10) 前各号に定めるもののほか、センターの管理運営に必要なこと。
- 3 まなびサポート係の分掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 教育相談及び不登校児童生徒支援に関すること。
 - (2) 他の教育機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (職員)
- 第4条 センターに条例第4条に規定する所長のほか、副所長、係長、主幹、指導主事、研究主事、教育相談員、適応指導教室指導員及びその他の職員を置くことができる。
- 2 所長は、上司の命を受け、センターに属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
 - 3 副所長は、所長の命を受け、所属職員を指揮監督し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 4 係長及び主幹は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所長及び副所長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 指導主事及び研究主事は、上司の命を受け、教育に関する専門的、技術的事項の指導及び研究を行う。

6 教育相談員は、上司の命を受け、教育相談業務に従事する。

7 適応指導教室指導員は、適応指導教室等において不登校児童生徒支援に関する業務に従事する。

8 その他の職員は、上司の命を受け、所掌の事務に従事する。

(研究員制度)

第5条 センターは、学校その他の教育機関等に対し、研究員を委嘱することができる。

2 研究員は、設定する研究部門についての教育内容及び教育方法等に関する調査研究を行う。

3 センターは、研究部門ごとに、必要な支援を行うことができる。

(自主研究グループ)

第6条 センターは、校長等の推薦を受けた教育関係職員の自主的な研究グループに対し、研究の場所及び教育情報の提供等を行うことができる。

(使用の制限)

第7条 センターは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(1) 公教育の推進を妨げるおそれがあると認めるとき。

(2) センターの事業の遂行に支障があると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) その他亀岡市教育委員会が適当でないと認めるとき。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(亀岡市教育研究所条例施行規則の廃止)

2 亀岡市教育研究所条例施行規則(平成9年亀岡市教育委員会規則第4号)は、廃止する。

(亀岡市教育委員会基本規則の一部改正)

3 亀岡市教育委員会基本規則(昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第19条第4号中「亀岡市教育研究所」を「亀岡市みらい教育リサーチセンター」に改める。

別表中「亀岡市教育研究」を「亀岡市みらい教育リサーチセンター」に改める。

別掲中

亀 岡 市
教 育 研
究 所 長 印

を

「

亀岡市みらい
教育リサーチ
センター
所 長 印

に改める。

「揭示済」

農業委員会欄

公 告

亀岡市農業委員会公告第2号

令和3年2月定例総会を下記のとおり公告する。

令和3年2月3日

亀岡市農業委員会
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和3年2月8日（月）
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 1階 市民ホール

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 非農地証明交付について
- ・第5号議案 贈与税の納税猶予に関する適格者証明について

「揭示済」